

令和8年7月太田市豪雨災害農業生産復旧見舞金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和8年7月の豪雨（以下「豪雨」という。）により、農地、農作物、農業機械、農業施設等が被害を受け、通常の営農では発生しない応急的、追加的な経費が生じた農業者に対して、農業生産の早期再開を後押しすることを目的として、令和8年7月太田市豪雨災害農業生産復旧見舞金（以下「見舞金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 見舞金の支給対象となる者は、市内に住所又は主たる事業所を有する認定農業者及び認定新規就農者（以下「認定農業者等」という。）とし、被害を証明する書類等を提出できる者とする。

(支給額等)

第3条 見舞金の支給額は、個人、団体、法人に関わらず、1経営体につき1万円とする。

(支給申請)

第4条 見舞金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和8年12月28日までに、令和8年7月太田市豪雨災害農業生産復旧見舞金支給申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 復旧又は修理に係る代金の領収書の写し（当該写しの提出が困難な場合にあっては、復旧又は修理をしたことが確認できる書類）
- (2) 被害状況の写真又は復旧若しくは修理完了後の写真

(支給決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、見舞金の支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により見舞金の支給を決定したときは、その旨を当該申請者に対

し、令和８年７月太田市豪雨災害農業生産復旧見舞金支給決定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

- ３ 市長は、第１項の規定により見舞金の支給を却下したときは、その旨を当該申請者に対し、令和８年７月太田市豪雨災害農業生産復旧見舞金不支給決定通知書（様式第３号）により通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第６条 市長は、見舞金の支給の決定を受けた者が、偽りその他不正の手段により当該支給決定を受けたとき、又は法令若しくはこの要綱の規定に違反したときは、当該支給決定を取り消すことができる。

（見舞金の返還）

第７条 市長は、前条の規定により支給決定を取り消した場合において、既に当該支給決定に係る見舞金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（その他）

第８条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- １ この要綱は、令和８年９月（決裁）日から施行する。

（この要綱の失効）

- ２ この要綱は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定により見舞金の支給の決定を受けた者については、第６条及び第７条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。